第

3. 新実用新案

	出願件数	登録件数	技術評価書請求件数
2006年	10, 965	10, 591	1, 091
2007年	10, 315	10, 080	905
2008年	9, 452	8, 917	746
2009年	9, 507	9, 019	677
2010年	8, 679	8, 571	633
2011年	7, 984	7, 595	491
2012年	8, 112	8, 054	519
2013年	7, 622	7, 363	437
2014年	7, 095	7, 017	401
2015年	6, 860	6, 695	422

問合せ先:審査業務課、審査業務課登録室

4. 旧実用新案

	出願件数	審査請求件数	ファーストアクション件数	登録査定件数	登録件数
2006年	0	0	0	0	2
2007年	0	0	0	0	0
2008年	0	0	0	0	0
2009年	0	0	0	0	0
2010年	0	0	0	1	1
2011年	0	0	0	0	0
2012年	0	0	0	0	0
2013年	0	0	0	0	0
2014年	0	0	0	0	0
2015年	0	0	0	0	0

注:ファーストアクション件数は、審査官による審査結果の最初の通知 (主に登録査定又は拒絶理由通知書) が出願人等へ発送された件数である。

問合せ先:審査業務課、調整課、審査業務課登録室

5. 意 匠

	出願件数	ファーストアクション件数	登録査定件数	登録件数
2006年	36, 724	37, 013	28, 687	29, 689
2007年	36, 544	35, 548	27, 933	28, 289
2008年	33, 569	35, 087	29, 150	29, 382
2009年	30, 875	34, 098	29, 051	28, 812
2010年	31, 756	31, 490	27, 641	27, 438
2011年	30, 805	30, 775	26, 589	26, 274
2012年	32, 391	31, 848	28, 691	28, 349
2013年	31, 125	31, 268	28, 208	28, 288
2014年	29, 738	30, 581	27, 358	27, 306
2015年	29, 903	29, 752	26, 286	26, 297

注1:本表の数値は、2015年5月13日に発効されたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願を含む。

注2:登録件数のうち2007年までは、類似意匠登録件数を含む。

注3:ファーストアクション件数は、審査官による審査結果の最初の通知(主に登録査定又は拒絶理由通知書)が出願人等へ発送された件数である。

問合せ先:審査業務課、意匠課、審査業務課登録室